

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 青森県八戸市八太郎六丁目12番4号

氏名 環境技術株式会社 代表取締役 倉成 諭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 2年 3月 2日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・汚泥（鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成12年 3月 2日 当初許可

平成17年 3月 2日 更新許可

平成18年11月21日 変更届出書受理（代表者を浅香節夫から変更したこと。）

平成21年 2月23日 変更届出書受理（本店所在地を青森県八戸市大字河原木字浜名谷地1番地1から変更したこと。）

平成21年11月 9日 変更届出書受理（特別管理産業廃棄物の種類から感染性産業廃棄物、廃石綿等を削除したこと。）

平成21年12月 9日 変更届出書受理

(1) 特別管理産業廃棄物の種類から汚泥（水銀又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸（水銀又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成22年 1月18日 変更届出書受理

(1) 特別管理産業廃棄物の種類から汚泥（砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

(2) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸（砒素又はその化合物を

(以下、裏面記載)

平成22年 3月 2日 更新許可
平成22年 6月 9日 変更届出書受理 (代表者を石鉢芳雄から変更したこと。)
平成27年 2月 19日 変更届出書受理
含むことのみにより有害なものに限る。)を削除したこと。
(1) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸(水素イオン濃度指数
2.0以下のものに限る。)を削除したこと。
(2) 特別管理産業廃棄物の種類から廃酸(鉛又はその化合物、六
価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)を
削除したこと。
平成27年 3月 2日 更新許可
令和 2年 3月 2日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可(盛岡市の許可)の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

禁止複製